

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 2 号

函館市契約条例施行規則の一部を改正する規則

函館市契約条例施行規則（昭和 3 9 年函館市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「2. 5 パーセント」を「3. 0 パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。